

2026年5月13日

株 主 各 位

愛媛県松山市井門町77番地1

株式会社ビッグウッド

代表取締役社長 杉浦 眞悟

第42回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第42回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご捺印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年5月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 愛媛県松山市井門町77番地1
3. 目的事項
報告事項 第42期(2025年3月1日から2026年2月28日まで)
事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額の設定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額の設定の件
第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金支給の件

議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

（ 2025年3月1日から
2026年2月28日まで ）

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、新政権発足による経済・金融政策の正常化、雇用環境や最低賃金の引上げによる所得改善等の物価高対策を中心とした総合経済対策を背景に緩やかな景気回復傾向が続いております。その一方で米国の通商政策、日中関係や米中関係の動向、中東情勢等の国際的な緊張の拡大や国内外における経済政策による景気の下振れリスク、原油・資源価格の高止まり、市場金利や外国為替レートの動向、物価高による個人消費の低迷、人員不足の長期化や賃金の引上げによる企業収益の圧迫等の景気を下押しするリスクを含んでおり、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

当社が属する家具・インテリア業界におきましては、大型店の多店舗展開やネット通販の拡大に伴う販売競争の激化、配送費の上昇及び原材料価格の上昇、人員不足の長期化による賃上げや労働力不足解消のための人件費増加、物価高による家具などの耐久消費財に対する消費者の購買意欲低下等を受けて、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような状況のもとで、当社は、家具のオフプライスストアとして認知度向上を推し進め、従来の家具・インテリア店舗との差別化を図り、従来の折込チラシ、デジタルチラシに加え、ソーシャルメディアによる発信を強化することで集客対策を進めてまいりました。慢性的な人員不足の影響による売上の機会損失はあるものの、当社の強みである対面販売による接客の強化を継続推進し、ペルシャ絨毯・ギャッベの展示会イベントも開催いたしました。2025年7月には千葉県野田市に野田店を新規開店いたしました。2025年8月にはECサイト運営を終了、2026年1月には今治店を退店、また同月、下松店において完全閉店セールを開催いたしました。

その一方、経費面におきましては、広告宣伝費が減少したものの、役員及び従業員への退職金の見直し、ベースアップ等による人件費及び、仕入運賃等が大幅に増加しております。

その結果、当事業年度の業績は、売上高5,716,440千円（前年同期比0.4%増）と増加しました。主な要因としましては、2025年7月に野田店（千葉県野田市）が新規開店したことによります。配送費の上昇及び原材料価格の上昇、人員不足の長期化による賃上げや労働力不足解消のための人件費増加、物価高による家具などの耐久消費財に対する消費者の購買意欲低下等を受け、さらに、新たに設けた役員退職慰労引当金繰入額を過去分含め一括計上したことにより、営業利益は△122,313千円（前年同期93,879千円）、経常利益は△116,443千円（前年同期100,605千円）と減少いたしました。また、不振店舗において減損損失が発生していることで、当期純利益は△142,250千円（前年同期25,410千円）となりました。

事業の部門別売上高

事業部門別	金額(千円)	前期比(%)	構成比(%)
直営部門	5,201,843	100.6	91.0
F C 部門	514,597	98.4	9.0
合計	5,716,440	100.4	100.0

(2) 設備投資の状況

当期中における設備投資の総額は50,405千円であり、その主な内容は、野田店(千葉県野田市)新店工事等であります。

(3) 資金調達の状況

当期における所要資金は、自己資金及び銀行からの借入金によって充当しており、特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

①仕入体制の強化

直営店及びF C店の店舗数増加に伴い、アウトレット品の仕入強化が課題となっております。今後、全国展開を目指して増加し続ける店舗数に対し、アウトレット品を安定的に供給していくためには、現状の大川家具産地を中心とした仕入れだけでは不足することが予測されます。

この課題に対処するため、関東に物流倉庫を開設すると同時に関東にも仕入部門を設置する予定であります。アウトレット品を関東圏の商社やメーカーから仕入れるため、新規開拓を推し進めております。オフプライス業態を確立するため、アウトレット品の仕入強化に取り組み、倉庫の商品回転率を上げ、店舗に求めるニーズと齟齬が無いように商品供給してまいります。

国内メーカーのアウトレット品を増やすと同時に、国内で需要のある商品と同類の家具を海外からも仕入れ、海外アウトレット品の安定供給を図ります。具体的には、中華人民共和国や東南アジア(ベトナム社会主義共和国、マレーシア)等の海外メーカーからの仕入れを強化いたします。中華人民共和国においては、メーカー集積地に近い広東省惠州淡水に駐在事務所を開設しており、当社のバイヤーが仕入先の開拓とアウトレット品の仕入れを行います。

また、近年、円安・原価高騰を受けて商品価格が上昇しており、低価格帯商品が市場から減少傾向にあります。当社は消費者の需要に合わせて、今後も集客に注力するために、低価格帯商品の仕入れを維持してまいります。

②アウトレット比率の向上

家具のオフプライスストアとして「ビッグウッド」が広く消費者に認知され、業績の拡大を実現するためには、アウトレット品の売上比率及び在庫比率をより一層高めしていく必要があります。そのため、直営店の売上に占めるアウトレット品の売上比率

は、65%以上を目標としております。2024年2月期以降、原価高騰に伴いアウトレット品の低価格帯商品が減少したため、低価格帯商品を集めるために粗利率の低いプロパー品の比率が上昇しておりますが、粗利率の高いアウトレット品の比率を高めることにより粗利率向上を図ってまいります。

③粗利率の向上

利益を確保しやすい体質にするため、アウトレット品以外に利益率の高い商品であるペルシャ絨毯・ギャッベ及び厳選されたコンテナ品（自社オリジナル商品）の調達・販売に力を入れております。具体的には、直営各店舗で年1回、ペルシャ絨毯の展示会販売を実施しているほか、アウトレット品の品揃えを補うために、高い粗利率の取れるコンテナ品を仕入れております。

さらに、利益率の低下を招くおそれのある過剰在庫、滞留在庫及び商品ロスを減らすためには、在庫管理を徹底する必要があります。当社では実地棚卸を外部事業者に委託しており、棚卸差異の減少に努めております。

④人材の確保・育成、業務効率化

既存店においては人員不足による接客の機会損失により成約件数及び成約単価の低下がみられ、新規出店においては従業員の採用難、それを補うための既存店からの転勤等で人件費が上昇しております。既存店を維持し、新規出店を継続するためには、人員の確保と人材育成は不可欠であります。

また従来、出店目標が達成できなかった原因は、店長候補となる人材の不足と教育不足でありました。今後も継続的に新店を出店するためには、計画的な店長の養成が不可欠であり、次代の店長を養成するために、副店長、営業主任などの店長候補の教育システムの確立が必要であります。そのためにも、人事担当部署を設立し、人財育成を推進いたします。

人員不足は少子高齢化社会において、多くの企業で深刻化しており、年々増加傾向にあります。当社において、これらの課題に対処するために、多様な人員確保のための採用強化、人材育成のための整備として組織運営理論に関するトレーニングを導入した人事考課制度の見直し、研修動画の共有、店長育成の研修会開催、IT化を進めることによる省力化等により、人材の確保・育成、業務効率化を進めております。

また全国展開するうえで欠かせないのが、転勤可能な総合職社員であります。総合職社員の採用は、年々厳しくなっており、特に配送担当社員の採用難が課題となっており、今後もこの傾向は続くと思っております。対策としまして、「エリア限定総合職」という進路コースを増設し、配送社員には「配送手当」を支給しており、働きやすい職場環境の整備に取り組んでおります。

⑤組織体制の整備

当社は、事業規模を拡大すると同時に企業価値を高めるために、組織体制を確立することが必要不可欠であると考えております。そのため、今後の更なる事業拡大に備え、システムの導入や事業等で発生するリスクを回避するために必要なコーポレー

ト・ガバナンス及び内部統制を適切に整備・運用することで、業務の標準化と効率化を図り、組織体制の強化及び業務運営の最適化に取り組んでおります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第38期 (2022年2月期)	第39期 (2023年2月期)	第40期 (2024年2月期)	第41期 (2025年2月期)	第42期 (2026年2月期)
売上高 (千円)	5,990,385	5,793,669	5,865,654	5,696,448	5,716,440
経常利益 又は経常損失(△) (千円)	252,467	215,765	150,347	100,605	△116,443
当期純利益 又は当期純損失(△) (千円)	120,808	159,885	92,045	25,410	△142,250
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失(△) (円)	124.42	164.66	94.79	26.17	△146.50
総資産 (千円)	2,680,384	2,851,539	2,793,432	2,638,144	2,752,470
純資産 (千円)	1,215,879	1,375,764	1,467,810	1,493,221	1,350,970
1株当たり純資産 (円)	1,252.19	1,416.85	1,511.65	1,537.82	1,391.32

(注) 1. 1株当たりの当期純利益、又は1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

当社は2021年11月1日付で、株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

2. 第42期(当期)の状況につきましては、前述「(1)事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第39期の期首から適用しており、第39期以降の各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業	主要商品
直営事業	アウトレット家具・インテリア商品等の小売販売、 ペルシャ絨毯の展示会販売
F C 事業	アウトレット家具店のフランチャイズ事業

(8) 主要な事業拠点

名称	所在地	名称	所在地
管理本部	愛媛県	九州エリア	福岡県 (5店舗) 佐賀県 (1店舗) 長崎県 (2店舗) 大分県 (2店舗) 熊本県 (2店舗) 宮崎県 (2店舗) 鹿児島県 (1店舗)
商品部	福岡県		
関東エリア	東京都 (2店舗)		
	埼玉県 (2店舗)		
	群馬県 (1店舗)		
	栃木県 (1店舗)		
千葉県 (5店舗)			
四国エリア	愛媛県 (2店舗)		
中国エリア	広島県 (1店舗)		
	山口県 (3店舗)		

(9) 従業員の状況

従業員数 (名)	前事業年度比増減 (名)
214	3

(注) 上記従業員数には、使用人兼務取締役及び臨時従業員（パートタイマー、嘱託及び派遣社員）54名は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額 (千円)
株式会社 伊予銀行	94,163
株式会社 広島銀行	24,163
株式会社 愛媛銀行	20,000
株式会社 三菱UFJ銀行	10,000
株式会社 四国銀行	10,000
株式会社 みずほ銀行	10,000

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 3,884,000株
- (2) 発行済株式の総数 971,000株
- (3) 株主数 18名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
杉 浦 眞 悟	652,000 株	67.15 %
いよぎん事業承継・成長ファンド2号 投資事業有限責任組合	204,000	21.01
H C 6号投資事業有限責任組合	25,000	2.57
株式会社伊予銀行	20,000	2.06
杉 浦 博 美	12,000	1.24
ビッグウッド従業員持株会	10,000	1.03
株式会社リビングB2	7,000	0.72
株式会社ビッグ	7,000	0.72
株式会社浜田家具	7,000	0.72
大 成 賢 悟	7,000	0.72
吉 田 眞 一 郎	7,000	0.72

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

	回次 (行使価額)	行使期限	個数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第3回 (630円)	2020年1月1日 ～2027年11月29日	15個	2名
	第4回 (1,200円)	2024年10月1日 ～2032年8月30日	196個	4名
	第5回 (1,230円)	2027年7月1日 ～2035年5月28日	5個	1名
監査役	第3回 (630円)	2020年1月1日 ～2027年11月29日	10個	1名
	第4回 (1,200円)	2024年10月1日 ～2032年8月30日	60個	1名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
ストック・オプションの内容

名称	株式会社ビッグウッド 第5回新株予約権
決議年月日	2025年5月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名 当社従業員7名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1、2	普通株式6,500株
付与日	2025年6月30日
権利確定条件	付与日(2025年6月30日)から権利確定日(2027年6月30日)まで継続して勤務していること
対象勤務期間	2025年6月30日～2027年6月30日
権利行使期間(注)2	2027年7月1日～2035年5月28日
新株予約権の数(個)(注)2	65
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (注)2	当社普通株式6,500株
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	1,230
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2	発行価格 1,230 資本組入額 615
新株予約権の行使の条件(注)2	①新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に規定するものをいう。)の取締役、監査役、または使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りでない。

	<p>②新株予約権者が当社の懲戒規定に該当する行為を行った場合又はこれに相当する行為を行ったと当社が判断した場合で、新株予約権者に新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められる場合には、新株予約権者は新株予約権を行使することができない。</p> <p>③新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合には、新株予約権者は新株予約権を行使することができない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項 (注) 2	新株予約権の譲渡、質入れ(担保設定その他の処分を含む)及び相続はこれを認めない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項(注) 2	—

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 2021年11月1日付で普通株式1株を100株に分割しており、「株式の種類別のストック・オプションの数」「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」につきましては、当該株式分割による調整後の株式数又は金額を記載しております。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
杉浦 眞悟	代表取締役社長	株式会社スギウラ 代表取締役社長
河本 康	取締役副社長兼営業本部長	該当なし
西本 耕二	取締役管理本部長兼経理部長	該当なし
杉浦 博美	取締役総務部長	株式会社スギウラ 取締役
平井 広幸	取締役営業本部副部長 兼第1直営事業部長	該当なし
石原 美良子	社外取締役	株式会社ヴァンサンカン 代表取締役社長
森 貴弘	社外取締役	株式会社TMDコンサルティング 代表取締役社長
宮崎 雅道	常勤監査役	該当なし
吉村 紀行	社外監査役	弁護士法人たいよう 代表社員所長
東矢 憲二	社外監査役	四国ビジネスコンサルタント 所長

- (注) 1. 取締役石原美良子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役森貴弘氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役吉村紀行氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役東矢憲二氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役、監査役及び社外監査役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない時は、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社取締役の基本報酬は、月例の固定報酬を支給しており、その金額は適正かつ公平に定めることを目的として、各取締役の職務、職責、在任年数及び業績貢献等を総合的に勘案して決定するものとしております。役員退職慰労金については、在職中の功労に報いるため、役員退職慰労金規程に基づき、退任時の報酬月額と、役員在任期間及び功績倍率を用いて算出し、株主総会における決議を経て、決定された額を現金で支給いたします。

当社では、中長期的な視点で、持続的な業績の向上や企業価値の最大化に向けた業務執行及び経営の監督を取締役に求めているため、現時点における取締役の報酬については、基本報酬及び役員退職慰労金とすることが相応であると考えております。

今後、業績連動の報酬を支給する場合には、取締役会において方針等について決議する予定であります。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2016年5月25日開催の第32回定時株主総会で、取締役の報酬等の限度額を年額1億円以内（決議時の取締役の員数は5名）、監査役の報酬等の限度額を年額2,000万円以内（決議時の監査役の員数は2名）と決議しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬等は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、取締役会の決議により委任された代表取締役社長杉浦眞悟が、社外の独立役員に個人別の報酬案を提出し、その意見を踏まえた上で報酬額を決定しております。

代表取締役社長が報酬案を作成する理由は、前事業年度の業績と役員ごとの個別評価とを総合的に考慮しつつ各取締役の担当について評価を行うには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。

2025年5月28日開催の臨時取締役会の決議によって、代表取締役に委任する旨、決議しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	退職 慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	248,630 (2,400)	36,702 (2,400)	— (—)	— (—)	211,928 (—)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	22,103 (2,760)	10,033 (2,760)	— (—)	— (—)	12,069 (—)	3 (2)

(注) 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役 石原 美良子

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会には、14回中13回（92.9%）出席し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに当社グループの経営全般に助言をいただくとともに、経営により多様性をもたらすための発言を行いました。

(イ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当社の対処すべき課題等に対して、経営者としての豊富な経験と幅広い見識のもとで、取締役会の意思決定につきまして、経営に有益な助言・提言を適宜

行っております。

② 取締役 森 貴弘

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会には、14回中13回（92.9%）出席し、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と専門的な見識をもとに当社グループの経営全般に助言をいただくとともに経営体制を強化するための発言を行いました。

(イ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当社の対処すべき課題等に対して、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と専門的な見識のもとで、取締役会の意思決定につきまして、経営に有益な助言・提言を適宜行っております。

③ 監査役 吉村 紀行

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社は吉村氏が代表社員をしている、弁護士法人たいようと顧問契約を結んでおりますが、吉村氏以外が担当弁護士であり、弁護士はその職責上高い独立性を有しているため、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断しております。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会には、14回中14回（100%）出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的な見識をもとに経営体制の強化にわたり意見を述べるなどの発言を行いました。

(イ) 監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の監査役会には、14回中14回（100%）出席し、主に法令遵守、コンプライアンス及び内部統制の強化等について意見を述べるとともに、その実施状況を監視するなど、適切にその職務を遂行しております。

(ウ) 社外監査役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当社の対処すべき課題等に対して、弁護士としての豊富な経験と専門的な見識のもとでリスクの指摘や、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。

④ 監査役 東矢 憲二

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の取締役会には、14回中14回（100%）出席し、長年経営コンサルタントとして多くの企業を経営指導して得た専門的な見識をもとに経営全般にわたり意見を述べるなどの発言を行いました。

(イ) 監査役会への出席状況及び発言状況

当事業年度開催の監査役会には、14回中14回（100%）出席し、主に経営管理、広告戦略の強化等について意見を述べるとともに、その実施状況を監視するなど、適切にその職務を遂行しております。

(ウ) 社外監査役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当社の対処すべき課題等に対して、経営コンサルタントとして多くの企業を経営指導して得た経験と専門的な見識のもとで改善策や、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び監査役会が同意した理由
22,000千円

当社監査役会が有限責任監査法人トーマツの報酬等について同意した理由は、同法人の体制、当社に対する監査方針の説明を受け、監査役会による評価を慎重に行った結果、会計監査人の報酬等につき妥当であると判断したためであります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号に基づく、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(内部統制システム等に関する事項)について、以下のとおり取締役会において決議しております。

①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「コンプライアンス規程」及び「行動規範」をはじめとする社内規程を遵守し、コンプライアンス推進委員会にてコンプライアンスの取組みについて管理、監督します。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会における意思決定に関する情報、その他重要な決裁に関する情報に関し、法令及び文書管理規程に従い記録し、保存します。取締役及び監査役は常時これらの情報を閲覧できるものとします。

③損失の危険の管理に関する体制

リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、事前に関連部署と管理部門においてリスク分析とその対策の検討を行い、必要に応じて外部の専門家に照会が取れる体制を構築しております。経営戦略上のリスクに関しては取締役会において審議を行っております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「取締役会規程」や「職務権限規程」に基づき、取締役の職務の執行が効率的に行われるようにします。

⑤監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、その必要に応じた使用人を監査役の補助者に任命します。

⑥前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

(1) 監査役は、前号の使用人を補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとします。

(2) 補助者は、監査役の命を受けた監査業務を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有するものとします。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役へ報告に関する体制

(1) 監査役は重要な社内会議に出席することができます。

(2) 取締役及び使用人は、法令及び規程に定められる事項のほか、監査役から報告を求められた場合については、必要な報告及び情報提供を監査役又は監査役会に対して適時適切に行うこととします。

⑧前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告をした者が当該報告を理由として、不利な扱いを受けないものとします。

⑨監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の体制を構築します。

(2) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役の請求等により速やかに処理を行う体制とします。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の取締役は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、当社の監査役と情報の交換が十分に行われるための体制をとります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

②コンプライアンス

当社は、各部門長を招集して、コンプライアンス推進委員会を四半期に一度開催しており、全従業員に関しては、社内研修での教育を行い、法令を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、公益通報保護規程により、相談窓口・通報体制を設けております。

③リスク管理体制

当社は、企業価値向上のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しており、相談窓口・公益通報窓口への提供に基づき、懲罰委員会、コンプライアンス推進委員会の開催において、当該リスクの管理状況について報告しております。

④内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。しかしながら、当社株式の大量買付を企図する者が出現した場合には、社外の専門家も交え、当該買付者の意図の確認、事業計画の評価及び交渉を行います。そして、当該買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していく所存であります。現時点では

新規出店による事業規模の拡大及び財務基盤の強化を目的とした内部留保の充実を優先させる方針のため、配当実施の可能性及びその実施時期についての方針は未定であります。

内部留保資金につきましては、今後予想される小売業界における競争の激化に対処すべく、経営基盤の更なる充実・強化のための有効投資に活用する方針であります。

現在、成長期でありますので配当性向よりもROEの向上のための投資に資金を使い、逆に成熟期に入った段階で配当性向を高め、配当を実施する時期については、今後の経営成績を勘案しながら検討していく方針であります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,817,609	流動負債	1,137,330
現金及び預金	362,048	買掛金	190,960
売掛金	285,254	短期借入金	160,000
商品	1,092,517	1年内返済予定の長期借入金	8,326
貯蔵品	17,069	リース債務	2,881
前渡金	8,011	未払金	154,822
前払費用	46,155	未払費用	53,983
その他	6,612	未払法人税等	27,052
貸倒引当金	△58	未払消費税等	36,717
		前受金	293,334
固定資産	934,861	預り金	16,868
有形固定資産	557,140	賞与引当金	39,900
建物	499,531	役員退職慰労引当金	152,482
構築物	19,170		
機械及び装置	13,884	固定負債	264,169
車両運搬具	0	リース債務	7,421
工具、器具及び備品	4,636	退職給付引当金	24,822
土地	10,000	役員退職慰労引当金	71,516
リース資産	9,918	資産除去債務	119,409
		その他	41,000
無形固定資産	3,335		
ソフトウェア	2,677	負債合計	1,401,500
その他	657	(純資産の部)	
投資その他の資産	374,385	株主資本	1,350,970
出資金	210	資本金	94,525
長期貸付金	507	資本剰余金	72,837
従業員に対する長期貸付金	547	資本準備金	72,837
長期前払費用	1,482	利益剰余金	1,183,607
繰延税金資産	156,001	その他利益剰余金	1,183,607
差入保証金	25,527	繰越利益剰余金	1,183,607
敷金	170,870		
その他	19,746	純資産合計	1,350,970
貸倒引当金	△507	負債・純資産合計	2,752,470
資産合計	2,752,470		

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		5,716,440
売上原価		2,998,010
売上総利益		2,718,429
販売費及び一般管理費		2,840,742
営業損失		△122,313
営業外収益		
受取利息	410	
受取配当金	8	
受取手数料	2,116	
受取賃貸料	3,914	
受取保険金	443	
作業くず売却益	1,998	
助成金収入	3,116	
その他	3,747	15,753
営業外費用		
支払利息	1,822	
賃貸費用	2,854	
株式公開費用	5,000	
その他	208	9,884
経常損失		△116,443
特別損失		
固定資産除却損	1,014	
減損損失	60,562	61,577
税引前当期純損失		△178,020
法人税、住民税及び事業税	48,885	
法人税等調整額	△84,655	△35,770
当期純損失		△142,250

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	94,525	72,837	72,837
当期変動額			
当期純損失			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	94,525	72,837	72,837

(単位：千円)

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,325,858	1,325,858	1,493,221	1,493,221
当期変動額				
当期純損失	△142,250	△142,250	△142,250	△142,250
当期変動額合計	△142,250	△142,250	△142,250	△142,250
当期末残高	1,183,607	1,183,607	1,350,970	1,350,970

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 商品のうち個品管理を行っているもの
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- (2) 商品のうち上記以外のもの
総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- (3) 貯蔵品
最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物及び構築物 10～39年
機械及び装置 17年
- (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- (3) 長期前払費用
定額法を採用しております。
- (4) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定は簡便法によっております。
- (4) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、次の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ステップ5：履行義務を充足した時に収益を認識する

主要な事業における顧客との契約に基づく主な履行義務の内容、通常収益認識時点及び収益の測定方法は次のとおりであります。

(1) 店頭販売

当社は、店頭販売については、主にアウトレット品の家具・雑貨等（自社の在庫商品）を直営店で一般消費者に販売しており、直営店への来店顧客を主たる顧客としております。

当社は、店頭で受注した商品の顧客への提供を履行義務として識別しておりますが、商品の引渡しの条件を勘案した結果、商品に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは商品を顧客に引渡した時であると判断し、当該時点で収益を認識しております。

売上高は、店頭表示販売価格に顧客に支払われる対価（＝信販会社への金利・手数料等）の影響を反映させた金額で測定しております。

(2) 絨毯の預託販売

当社は、絨毯の預託販売については、主に預託先から預託を受けた絨毯・ギャッペを店舗での展示会等で一般消費者に販売しており、展示会等の来店顧客を主たる顧客としております。

当社は、販売の委託を受けた絨毯を代理人として販売するサービスを別個の履行義務として識別しておりますが、本取引において預託先が支配する商品が顧客に移転するのは、当社が預託商品の絨毯を展示会又は店頭で顧客に販売した時であると判断し、当該時点で収益を認識しております。

本取引において当社は代理人であるため、売上高は、展示会等の来店顧客への販売価格から預託先への支払対価等を差し引いた金額で測定しております。

(3) F C取引

F C取引については、F C加盟店に対する店舗開店支援業務、権利等の付与、店舗運営支援や商材供給を行っており、F C契約を締結したF C加盟店を顧客としております。

当社は、F C取引においては、①F C加盟店の開店準備の支援、②当社チェーン店として開業する権利・商圏の付与、③事業活動の支援、家具等の商材の供給、④チラシ・消耗品・運送サービス等の提供を別個の履行義務として識別しておりますが、それぞれ、①F C店舗が開店した時③当社から商品を出荷した日④それぞれの役務提供が完了した時に履行義務が充足されていると判断し、当該時点で収益を認識しております。また、②については、フランチャイズの権利の付与期間にわたって収益を認識しております。

売上高は、加盟金収入、固定ロイヤルティについては、F C契約書に記載された金額で、変動ロイヤルティ、チラシ・運送サービス等については、個別のF C加盟店からの発注書を基礎とした金額で測定しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 国内店舗に係る固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度（千円）
有形固定資産	557,140
うち店舗に係る有形固定資産	526,237
減損損失	60,562

(2) 見積りの内容に関する理解に資する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗や、使用範囲または方法について、店舗閉鎖等の回収可能価額を著しく低下させるような状況が発生している店舗等について固定資産の減損の兆候があるものと判定しております。店舗別の営業損益を把握するにあたっては、各店舗に直接関連する売上高や原価、経費を適切に把握するとともに、本社費等の共通費を一定の配賦基準に基づき適切に配賦しております。

減損の兆候があるものと判定した店舗について、当該店舗の割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、使用価値又は正味売却価額のいずれか高い方の金額まで帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失として計上いたします。

なお、当事業年度の計算書類において減損損失60,562千円を特別損失に計上いたしました。

②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損損失の認識の判定に用いられる割引前将来キャッシュ・フローは、当社が作成した各店舗の将来計画を基礎として見積もられており、この将来計画には、各店舗の売上高や粗利率、経費等を含めた営業損益の将来予測が含まれております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

この将来計画には将来の予測が含まれるため、その実現には不確実性があり、経済状況の変化等により実際の業績が将来計画を下回った場合には、翌事業年度において減損損失の計上が必要となる可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

建 物	53,755千円
短 期 借 入 金	20,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 646,213千円

損益計算書に関する注記

1. 期末棚卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

棚 卸 評 価 損	△1,912千円
-----------	----------

2. 減損損失

場 所	用 途	種 類	減損損失
宮崎県	店 舗	建物、構築物	13,396千円
埼玉県	店 舗	建物、構築物	13,482千円
千葉県	店 舗	建物、構築物	33,683千円
合 計			60,562千円

当社は、資産を概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で区分し、事業用資産は店舗単位、賃貸資産・遊休資産については個別の物件毎にグルーピングしております。

その結果、事業用資産のうち、収益性の悪化した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物57,776千円、構築物2,785千円であります。

事業用資産の回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、零として評価しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式 (株)	971,000	—	—	971,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来しているもの）の目的となる株式の数
普通株式 99,300株

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

税効果会計関係に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

資産除去債務	41,872千円
減価償却費超過額	33,299千円
賞与引当金	13,670千円
未払事業税	2,443千円
未払社会保険料	4,077千円
退職給付引当金	8,715千円
役員退職慰労引当金	77,349千円
未払事業所税	2,599千円
クレジット手数料	1,378千円
商品評価損	1,548千円
原状回復費用	5,515千円
その他	1,525千円
繰延税金資産小計	193,995千円
評価性引当額	△26,500千円
繰延税金資産合計	167,495千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△11,492千円
その他	△1千円
繰延税金負債合計	△11,494千円
繰延税金資産純額	156,001千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産を中心に運用し、また、資金調達については主に銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は、主に不動産賃貸借取引に係るものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務の用途は運転資金（短期）及び設備投資資金（長期）であり、長期借入金は固定金利で支払利息の固定化を実施しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権及び敷金について、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については個別に把握及び対応を行う体制としております。

②市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利については、金利動向に鑑み調達金利の固定、変動を選択しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、担当部署が定期的に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価

額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預金は注記を省略しており、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
敷金	170,870	163,055	△7,815
資産計	170,870	163,055	△7,815
長期借入金(※)	8,326	8,326	—
リース債務(※)	10,303	10,249	△53
負債計	18,629	18,575	△53

(※) 1年内返済予定の長期借入金及びリース債務を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

敷金

これらの時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

長期借入金及びリース債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金融債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
敷金	69,772	78,318	16,227	6,551
合計	69,772	78,318	16,227	6,551

(注3) 長期借入金、リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	8,326	—	—	—	—	—
リース債務	2,881	2,881	2,343	1,189	805	201
合計	11,207	2,881	2,343	1,189	805	201

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。
- (2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	163,055	—	163,055
資産計	—	163,055	—	163,055
長期借入金 (※)	—	8,326	—	8,326
リース債務 (※)	—	10,249	—	10,249
負債計	—	18,575	—	18,575

(※) 1年内返済予定の長期借入金及びリース債務を含めております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産
敷金

これらの時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

負債

長期借入金及びリース債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、オフプライス事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

	当事業年度 (千円)
直営店	5,161,645
FC店	514,597
ECサイト	25,240
外部展示会	14,094
その他	862
顧客との契約から生じる収益	5,716,440
外部顧客への売上高	5,716,440

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」「4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度 (千円)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	267,692
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	285,254
契約負債 (期首残高)	255,699
契約負債 (期末残高)	293,334

貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」に含まれており、契約負債は「前受金」に含まれております。

当事業年度に認識された収益について、期首時点で契約負債に含まれていた金額は251,562千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,391円	32銭
1株当たり当期純損失	△146円	50銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年4月21日

株式会社ビッグウッド
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
広島事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久 保 誉 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 越 智 慶 太

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビッグウッドの2025年3月1日から2026年2月28日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第42期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月23日

株式会社ビッグウッド 監査役会
常勤監査役 宮崎 雅道
社外監査役 吉村 紀行
社外監査役 東矢 憲二

以 上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者：株式会社ビッグウッド 代表取締役社長 杉浦 眞悟

2. 議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

当社は、将来的な株式上場を視野に入れ、上場会社としての体制整備を目的とした定款変更を行っておりましたが、上場時期が延期となったことから、現状に即したガバナンス体制とするため、定款の一部の内容を見直すものであります。

(ア) 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化及び経営の監督機能の充実を図るため、会社法第331条第6項及び第415条の2の規定に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することとし、これに伴い定款の一部変更を行うものであります。

(イ) 株主構成の安定化および経営の機動性確保のため、株式の譲渡に会社の承認を要する定款変更を行うものであります。

(ウ) 本定款変更は、本株主総会終結の時をもって効力が生じるものといたします。

(2) 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u>	(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人
(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>	(公告方法) 第5条 当社の公告は、 <u>官報に掲載する。</u>
第6条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)
<u>(自己の株式の取得)</u> 第7条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>	(削除)
(新設)	<u>(株式の譲渡制限)</u> 第7条 当社の株式の譲渡による取得につい

	ては、取締役会の承認を得なければならない。
第8条～第11条 (条文省略)	第8条～第11条 (現行どおり)
(新設)	(相続人等に対する株式の売渡し請求) 第12条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。
第12条～第14条 (条文省略)	第13条～第15条 (現行どおり)
(電子提供措置等) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。	(削除)
第16条～第18条 (条文省略)	第16条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。 (新設)	(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、15名以内とする。 ② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。
(取締役の選任) 第20条 当社の取締役は、株主総会において選任する。 ② (条文省略) ③ (条文省略) (新設)	(取締役の選任) 第20条 当社の取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。 ② (現行どおり) ③ (現行どおり) ④ 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) (新設)	(取締役の任期) 第21条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役社長1名を選定する。また、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定する。また、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>第23条 (条文省略)</p>	<p>第23条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第25条～第26条 (条文省略)</p>	<p>第25条～第26条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>第28条 (条文省略)</p>	<p>第28条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の委任)</p> <p>第29条 当社は、会社法第399条の13 第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5条各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p>
<p>第30条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p>	<p>第31条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発す</p>

(新設)	<p><u>る。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p><u>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
第5章 監査役および監査役会	(削除)
<u>(監査役の数)</u>	
<u>第31条 当社の監査役は、5名以内とする。</u>	(削除)
<u>(監査役の選任)</u>	
<u>第32条 当社の監査役は、株主総会において選任する。</u>	(削除)
<u>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削除)
<u>(監査役の任期)</u>	
<u>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	(削除)
<u>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削除)
<u>(常勤の監査役)</u>	
<u>第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	(削除)
<u>(監査役会の招集通知)</u>	
<u>第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>	(削除)
<u>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>	(削除)
<u>(監査役会の決議の方法)</u>	
<u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削除)
<u>(監査役会の議事録)</u>	
<u>第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u>	(削除)
<u>(補欠監査役)</u>	

第38条 法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任する事ができる。	(削除)
② 補欠監査役の選任決議の定足数は、第32条第2項の規定を準用する。	(削除)
③ 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。	(削除)
④ 補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。	(削除)
(監査役会規程) 第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(削除)
(監査役の報酬等) 第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削除)
(監査役の責任免除) 第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	(削除)
② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする	(削除)
第42条～第43条 (条文省略)	第34条～第35条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬等) 第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	(会計監査人の報酬等) 第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第45条～第48条 (条文省略)	第37条～第40条 (現行どおり)
附則	附則
(株主総会参考書類等の電子提供措置の新設) 第1条 第15条(株主総会参考書類等の電子提供措置)の新設は、当社が振替株式(社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式)を発行している会社となった日をもって効力が生じるものとし、その効力の発生日をもって、本附則を削除する。	(削除)
(新設)	(監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定

により、第42回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は、監査等委員会設置会社へ移行いたします。会社法第329条第1項の規定により、現任取締役は任期満了となることから、取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式数
河本 康 (1973年10月4日生)	1992年4月 2001年8月 2001年10月 2012年6月 2014年12月 2017年11月	当社入社 当社退社 有限会社ケーズ設立(現在、休眠会社) 同社代表取締役社長(現任) 当社入社、当社取締役F C事業部長 当社常務取締役営業本部長 当社取締役副社長兼営業本部長(現任)	一株
西本 耕二 (1978年6月11日生)	2007年6月 2011年3月 2013年1月 2014年12月 2021年5月	当社入社 当社内部監査室長 当社経理部副部長 当社経理部部长 当社取締役管理本部長兼経理部長(現任)	一株
杉浦 博美 (1958年11月18日生)	1987年5月 1988年12月 2014年12月 2017年9月 2024年12月	当社入社 当社取締役(管理部門担当) 当社取締役内部監査室長 当社取締役総務部長(現任) 株式会社スギウラ設立 同社取締役(現任)	12,000株
平井 広幸 (1976年2月4日生)	1999年10月 2013年10月 2015年4月 2016年3月 2021年5月 2024年5月	当社入社 当社エリア長 当社直営事業部副部長 当社直営事業部長 当社取締役営業本部副部長兼直営事業部長 当社取締役営業本部副部長兼第1直営事業部長(現任)	一株
眞鍋 祐二 (1978年10月25日)	2004年7月 2014年12月 2024年5月	当社入社 ペルシャ絨毯部部长 第2直営事業部長(現任)	一株

(注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査役会の同意を得ております。

また、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力が生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式数
宮崎雅道 (1956年10月26日生)	2006年9月 2008年2月 2014年12月 2016年5月 2021年5月	当社入社 当社取締役経営企画室長 当社常務取締役管理本部長 当社専務取締役管理本部長 当社監査役(現任)	一株
吉村紀行 (1973年11月2日生)	2004年10月 2004年10月 2006年6月 2008年7月 2013年4月 2016年8月 2022年4月	弁護士登録 鴻和法律事務所入所 ひまわり基金法律事務所大洲 開所 弁護士法人たいよう 代表社員所長(現任) 愛媛弁護士会副会長就任 当社監査役(現任) 愛媛弁護士会会長就任	一株
森貴弘 (1973年3月27日生)	1997年10月 2001年4月 2002年9月 2008年2月 2011年7月 2022年6月 2024年9月 2025年6月	太田昭和監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人)入所 公認会計士登録 株式会社ビジネスバンクコンサルティング入社 有限責任監査法人トーマツ入所 公認会計士・税理士森会計事務所 株式会社TMDコンサルティング設立 同社代表取締役社長(現任) 日本公認会計士協会 四国会幹事 当社取締役(現任) 日本公認会計士協会 四国会副会長・愛媛県部会長 (現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 吉村紀行氏は社外取締役候補者であります。
吉村紀行氏は、弁護士としての豊富な経験と専門的な見識を有しており、その経験や見識を当社の監査体制の強化に活かしていただくことを期待し、社外取締役の候補者といたしました。
3. 森貴弘氏は社外取締役候補者であります。
森貴弘氏は、公認会計士・税理士森会計事務所(株式会社TMDコンサルティング)の代表取締役であり、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と専門的な見識を有しており、その経験や見識を当社の監査体制の強化に活かしていただけることを期待し、社外取締役の候補者といたしました。
4. 当社は、宮崎雅道氏、吉村紀行氏及び森貴弘氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。本総会において3名の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であり、当該契約に基づく賠償限度額は、法令が規定する最低限度額といたします。

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額の設定の件

当社の取締役の報酬額につきましては、2016年5月25日開催の第32回定時株主総会において年額1億円以内とご決議頂き、今日に至っております。

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法361条2項の定めにより、監査等委員である取締役と、それ以外の取締役の報酬等を区別して定める必要があります。なお、監査等委員である取締役に対する報酬等の額の改定に関する議案は第5号議案「監査等委員である取締役の報酬等の額の設定の件」としてお諮りいたします。

本議案につきましては、社外取締役分も含めて、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を年額150,000千円以内(うち社外取締役分は年額10,000千円以内)とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

各取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する具体的な金額、支給の時期等は、取締役会の決議により決定いたします。なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものいたします。

現在の取締役は7名(うち社外取締役2名)ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は5名となります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額の設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬限度額を、監査等委員である取締役の職務、責任および市場動向等を勘案し、年額20,000千円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

各取締役(監査等委員である取締役)に対する具体的な金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

本議案にかかる監査等委員である取締役の員数は、第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第1号議案にかかる定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金支給の件

当社は、今般退任する取締役 杉浦眞悟氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社「役員退職慰労金規程」に基づき、退職慰労金を支給することについて、ご承認をお願いするものであります。

なお、具体的支給額、支給時期及び、その他必要な事項の決定については、同規程に従い、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

氏名 (生年月日)	略歴	
杉浦眞悟 (1957年2月3日生)	1984年5月	当社入社
	1984年5月	当社代表取締役社長
	2024年12月	株式会社スギウラ設立 同社代表取締役社長(現任)